

---

## 第1章 計画の基本的事項

第1章では、本計画の趣旨、位置づけなど、計画の基本的事項について示しています。

## 第1節

## 計画策定の趣旨

私たちのまち北上市は、北上川の悠久な流れと和賀川の清流を中心として美しい田園風景が広がり、東に北上高地、西に奥羽山脈の山々が連なる水と緑豊かな自然に恵まれたまちです。先人たちは、この豊かな自然の恵みを命の源とし、永い歴史のなかで伝統や優れた文化を創造し、育みながら現代へと継承してきました。

しかしながら、物質的な豊かさや利便性、快適性の追求に重きを置いた今日の社会経済活動や生活様式は、ごみの増加、水質汚濁、自然の喪失など深刻な問題を引き起こしています。

市は、環境問題の深刻化を受けて、地域社会を構成するすべての主体が相互に協調し、連携を深め、水と緑豊かな北上市の環境を守り育て、将来の世代へと引き継いでいくことを決意し、平成11年12月に「北上市環境を守り育てる基本条例」を制定しました。また、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成13年に第一次北上市環境基本計画（計画期間：平成13年度～平成22年度）、平成23年に第二次北上市環境基本計画（計画期間：平成23年度～令和2年度）を策定し「みんなで創る 水清く緑あふれる 環境都市 きたかみ」を望ましい環境のすがたとして掲げ、その実現に向け環境施策を展開してきました。

その間も、環境を取り巻く情勢は変化を続け、地球温暖化の進行による気温の上昇、海水面の上昇、ゲリラ豪雨等の気候変動、農作物被害や、海洋プラスチックごみによる生態系を含めた海洋環境への悪影響など、環境問題は予断を許さない状況が続いています。

こうした状況の中、世界では2015年に、地球規模の環境の危機を反映し、国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsとは、誰も置き去りにせず、すべての人にとってより良い、持続可能な未来を築くための2030年までの目標のことで、17の目標と、そこから派生する169のターゲットを定めています。また、同じく2015年、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、すべての国と地域が参加する温室効果ガス排出削減のための新たな枠組みである「パリ協定」も採択され、国際的合意が立て続けに成されました。国においては、持続可能な社会の実現のため、各地域が資源を活かし自立・分散型の社会を形成する地域循環共生圏の創造や世界の範となる日本の確立を通じた環境・生命文明型社会の実現を目指し、第五次環境基本計画を平成30年に策定しました。また、2015年のSDGs採択後、2016年に日本の取り組みの指針となるSDGs実施方針を策定し、2018年に改定しました。また、令和2年に、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするというカーボンニュートラルの実現を表明しました。このように国は、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを強化しています。

市は、このような環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、気候変動への適応、生物多様性\*の保全など、新たな環境問題に対応し、環境の保全及び創造に関する施策をより一層推進するため、前計画を継承、発展させた新しい計画として、第三次北上市環境基本計画を策定します。

## 第2節 計画の役割と位置づけ

本計画は、北上市環境を守り育てる基本条例第3条に掲げる基本理念にのっとり、同条例第8条の規定に基づき策定するもので、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。

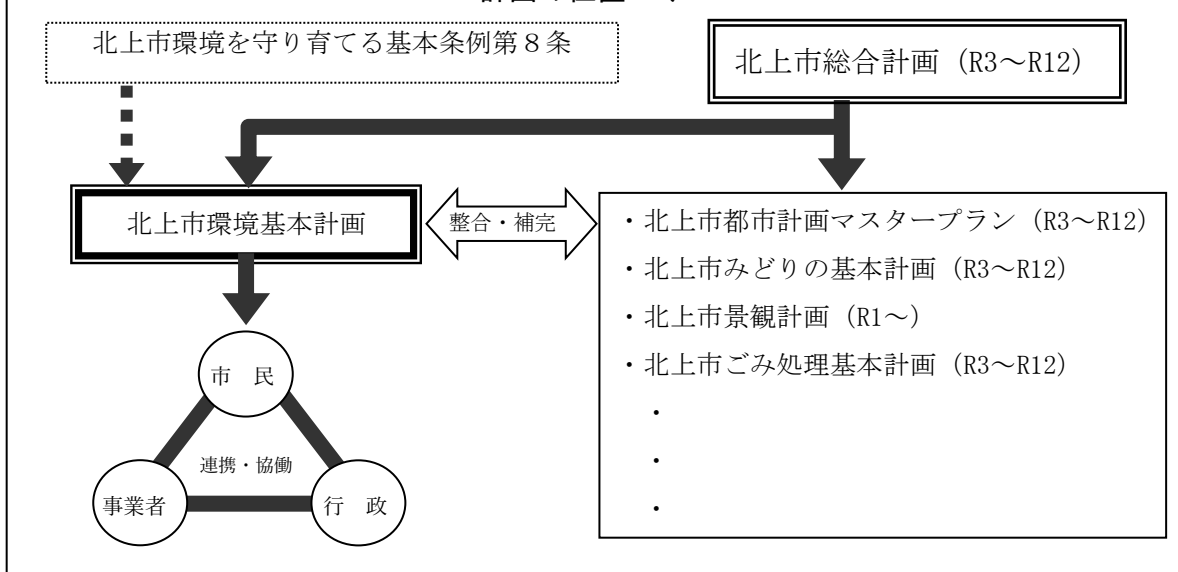
また、環境行政のマスタープランとして、北上市都市計画マスタープラン、北上市みどりの基本計画及び北上市ごみ処理基本計画といった各種計画と整合、補完し合いながら、市の最上位計画である北上市総合計画を環境面から支えます。

そして、SDGs達成のための地方自治体の役割を全うし、カーボンニュートラルの達成等、持続可能な社会の構築を推進する役割を担います。

### 北上市環境を守り育てる基本条例第3条に掲げる基本理念

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市内の様々な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、環境への負荷をできる限り減少することによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することのできる社会が構築されることを目的とし、すべてのものがそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべてのものが認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

### 計画の位置づけ



### 第3節 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲を次の4分野に分類します。

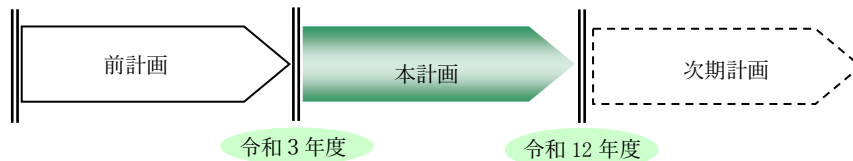
分野	環境項目
地球環境	地球温暖化、気候変動、自然災害 など
資源循環	廃棄物、リサイクル など
自然環境	多様な自然、生物の生息・生育環境、自然景観 など
生活環境	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下 化学物質、身近な緑・水辺、都市アメニティ* など

### 第4節 計画の対象地域

本計画は、北上市全域を対象とします。

### 第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度（2021～2030年度）の10年間とします。なお、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画内容の見直しを行います。



### 第6節 市民・事業者・市の役割

計画の推進にあたっては、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。北上市環境を守り育てる基本条例では、各主体の責務について次のように定めています。

北上市環境を守り育てる基本条例
(市の責務) 第4条 市は、環境の保全及び創造について、各種施策と調和を図りながら基本的かつ総合的な施策（以下「環境施策」という。）を推進しなければならない。 2 市は、施策を実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。
(市民の責務) 第5条 市民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。
(事業者の責務) 第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、公害防止及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。